

住民税のご納付でお困りの方へ

～納税の猶予制度のご案内～

まずはご相談ください！

事情により、法定納期限までに住民税の納付が難しいときは、以下の猶予制度により納税が猶予され、分割等による税の納付が可能になる場合があります。

I 申請書が必要な猶予制度について

	徴収猶予	申請による換価の猶予
◆要件	災害、盗難、疾病、事業廃止等の理由で、納期限までに納付が困難な場合	納税により事業の継続や生活の維持が困難となる恐れがある場合
◆申請書類	●徴収猶予（換価の猶予）申請書 ●猶予要件の根拠となる資料（災害等の事情を証明する資料） ●担保の提供に関する資料 等	
◆申請期限	随時 * 賦課遅延を除く	納期限から6か月以内
◆猶予期間	原則最大1年（猶予中も分割納付等が必要です）	
◆担保	原則必要 * 猶予額が100万円以下の場合等は、不動産や保証人等、担保の提供を求めない場合があります	
◆メリット	①納期限までの一括納付が猶予され、一年間の分割納付が可能となります ②延滞金の全額（一部）が免除の対象となります ③財産の差押の換価（売却）が猶予されます	
◆注意点	分納計画が不履行になった場合等は猶予の取消になります	

II 事実上の猶予について

江東区では、上記の猶予制度の要件に該当しない方も、ご相談により分割納付等を承れる場合があります。納税通知にて税額を確認し、納期限までの納付が難しいとわかった時点で速やかにご相談ください。



江東区 納税課

tel : 03-3647-4153 (直通)
mail : noufu-soudan@city.koto.lg.jp

* 納税の猶予についての詳細は、区民部納税課（区役所5階7番窓口）にお問い合わせください
* このリーフレットは令和6年3月1日現在の法令等に基づいて作成しています